は一般論です、職員の採用、特別職の採用も含めて行政同士の橋渡し役としては、例えば成年被後見人や倒産者や犯罪者や自己破産者などは当然適さないわけです。9月の質疑で資格審査について指摘をしたわけですけれども、本人から出された身分証についてはそれ以上の審査がしようがないというふうな返答をいただいたわけですけれども、これに変わりはありませんか。(5)です。

(「私ですか」と呼ぶ者あり)

- **〇13番 小関秀一委員** ああ、市長です。済みません。
- 〇梅津善之委員長 内谷重治市長。
- ○内谷重治市長 時間もありませんので、資格審査の中に例えば破産したということは必要だというふうに私どもそういう規定ではございません。ただ、犯罪歴等々についてはございますけれども、破産したということは書かなきゃいけないという規定ではないとでございます。
- 〇梅津善之委員長 13番、小関秀一委員。
- ○13番 小関秀一委員 もう一つ、質問は終わったわけですが、12月に、再任については、特別職はその都度承認は必要ないというふうな説明だったよね。私はほかの特別職の部分も考えますと、経歴なり議会の報告なりがあってしかるべきだべなというふうに思いますけれども、これは人事の案件でありますので、この場でどうのこうのではないんですが、予算については報酬等についてはありますので、ここは慎重に検討したいなというふうに思います。

大変申しわけありません。(6)はまだちょっと時間がなくなりました。

大田区以外の首都圏への事業展開も含めてですが、市長から一般質問で議員からも提案なりいろいろありました。ですので、ぜひいろんな材料を開示してもらいながら、一旦これは地場産では物流は実際にやってるわけです、拠点を持つか持たないかは別にして。長井市東京事務

所としての検討については、再検討する時期に 来てるんでないかなというふうに私は思います ので、そこも含めて予算の審査をしていきたい と思います。

ちょっとまた飛んだところありますけども、 以上で質問を終わります。

〇梅津善之委員長 以上で通告による総括質疑は 終わりました。

これから、各会計予算の細部審査に入ります。 なお、質疑に当たっては、答弁者並びにペー ジ数をお示しの上、お願いいたします。

議案第1号 令和2年度長井市一般 会計予算についての質疑

○梅津善之委員長 それでは、議案第1号 令和 2年度長井市一般会計予算の1件について、歳 入から順次質疑を行います。

まず、1 款市税から13款使用料及び手数料について質疑を行います。一般会計予算事項別明細書では13ページから24ページまでであります。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇梅津善之委員長 質疑もないので、質疑を終結 いたします。

次に、14款国庫支出金から21款市債について 質疑を行います。24ページから41ページまでで あります。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇梅津善之委員長 質疑もないので、質疑を終結 いたします。

次に、歳出の審査に入ります。

まず、1款議会費、2款総務費について質疑を行います。43ページから77ページまでであります。ご質疑ございませんか。

7番、浅野敏明委員。

○7番 浅野敏明委員 49ページ、2款1項総務 管理費、1目一般管理費、201公共施設等整備 事業の中の庁舎新築等工事監理業務委託料 2,109万8,000円についてお伺いをいたします。 公共施設整備課長にお伺いいたします。

建設工事においては、監理業務委託者のほかに建設業法に規定する発注者の監督員、それから受注者側の監理技術者が置くことになっておりますが、この3者におけるそれぞれの役割についてお伺いいたします。

- **〇梅津善之委員長** 渡部和裕公共施設整備課長。
- ○渡部和裕公共施設整備課長 お答えいたします。 それぞれの監理技術者の役割はということで、 まず初めに、受注者、工事請負業者の監理技術 者につきましては、工事請負契約に基づきまし て、設計図書どおりの現場の施工管理、技術管 理、品質管理、工程管理、安全管理などを行い ながら、期限までに工事を完成させ、発注者に 引き渡すというような業務がございます。

続きまして、予算書の庁舎新築等工事監理業務委託費2,109万8,000円は、設計事務所の管理業務になります。業務内容といたしましては、建築工事、電気設備工事、機械設備工事と膨大な設計図書の管理が必要となります。設計図書の内容の把握、工事請負業者から提出される質疑書の検討、施工図等の検討報告、工事現場と設計図書等の照合、確認、指示、工事監理報告書等の発注者への提出、発注者等の協議、関係機関への申請や検査の立ち会い等になります。

また、発注者の監督職員、長井市職員につきましては、設計図書に基づく工事の施工のための協議、指示書等の作成、工事請負業者や設計監理業務委託者が作成しました施工図、詳細図等の承諾となります。また、設計図書に基づく工程の管理、立ち会い、工事の施工状況の確認、工事材料の検査もしくは確認となります。また、地権者及び周辺住民との工事全般の説明及び調整等の業務となります。

以上のように、工事請負者の監理技術者、工 事監理業務委託者、長井市の監督職員の3者が 適正な現場管理、工事管理、工程管理のため相 互にそれぞれの管理を行うというような体制と なっております。

- 〇梅津善之委員長 7番、浅野敏明委員。
- **○7番 浅野敏明委員** それぞれ3者が責任のある役割を果たしているかと思います。

それで、例えば設計内容に変更が生じた場合、 設計変更図書の作成が必要になるわけですけど も、その場合、3者の立場とどういった手順、 どういった流れで契約締結まで至るのかお伺い いたします。

- 〇梅津善之委員長 渡部和裕公共施設整備課長。
- ○渡部和裕公共施設整備課長 お答えいたします。 工事請負契約の変更方法につきましては、工 事請負契約の約款によりますと、発注者と工事 請負業者が協議して工事内訳書の変更、あとは 変更契約等の締結を行います。変更契約の協議、 締結等は、あくまでも発注者と工事請負業者の 間で行います。工事監理業務委託者、建築設計 事務所になりますが、こちらのほうは設計図書 の中の設計図面の変更、あとは工事指示書の作 成、あと建築確認申請等の法的関係の変更申請 業務というような内容になっております。
- 〇梅津善之委員長 ほかにございませんか。 10番、鈴木富美子委員。
- **〇10番 鈴木富美子委員** 総務参事にお聞きいたします。

55ページ、ただいま小関委員が質問いたしま した東京事務所の運営事業についてお伺いいた します。

東京事務所の運営管理業務委託料についての中身を教えていただきたいと思います。

- 〇梅津善之委員長 竹田利弘総務参事。
- **〇竹田利弘総務参事** お答えいたします。

これにつきましては、維持管理については基本的に賃貸料以外は置賜地域地場産業振興セン

ターのほう最初、事務所あったもんですから、 そちらのほうで職員を雇っております。その人 件費の負担分とあとコピー料等の負担分を案分 いたしまして90万円を算出したものでございま す。

- 〇梅津善之委員長 10番、鈴木富美子委員。
- **○10番 鈴木富美子委員** そうしますと、人件 費も入ってるということですが、電気代とかそ ういった細いものはどうなんですか。
- 〇梅津善之委員長 竹田利弘総務参事。
- ○竹田利弘総務参事 顧問以外の人件費分の一部の負担分と、あと電気料とかコピー代とか、光熱費とかそういった維持管理費用の負担分ということで90万円を計上してございます。
- 〇梅津善之委員長 ほかにございませんか。

ほかに質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、3款民生費、4款衛生費について質疑を行います。77ページから106ページまでであります。

1番、鈴木一則委員。

○1番 鈴木一則委員 82ページ、民生費の1項 3目老人福祉費の中の老人クラブ活動助成事業、 老人クラブ活動助成事業補助金の165万1,000円 についてお伺いをいたします。

この算定についてですけども、算定式等があるとすればお伺いをしたいということと、ここ数年の金額といいますか、補助金の金額の流れがわかればお知らせいただきたいと思います。

- 〇梅津善**之**委員長 どなたでした。
- ○1番 鈴木一則委員 福祉あんしん課長です。
- **〇梅津善之委員長** 梅津義徳福祉あんしん課長。
- **〇梅津義徳福祉あんしん課長** お答えをいたします。

単位老人クラブという1つ地区ごとに活動していらっしゃる単位クラブ1クラブ当たり2万1,000円掛ける27クラブ、それから会員数お1人当たり650円掛ける1,385人、これをしますと

146万7,000円ほどになります。そのほかに連合会と呼ばれるそれぞれの組織の上でまとめていただいている連合会のほうに18万3,000円ほど補助をさせていただいておりまして、その合計が165万1,000円ということになります。

過去の実績、2年ほどぐらいしかちょっと見てこなかったんですが、平成30年度で148万9,550円、元年度、今年度で138万9,050円が実績でございます。

- 〇梅津善之委員長 1番、鈴木一則委員。
- ○1番 鈴木一則委員 ありがとうございます。 組織の数が少しずつ減っているというふうな成 果報告書など見るとあるようです。それから会 員数も当然ながら減ってるんですけども、この 間、鈴木富美子委員からミニデイサービスの関 係で質問がありましたけども、ミニデイサービ スを中心に行って老人クラブをやめたというよ うなところも前にお聞きしたところありまして、 なぜかというと、ミニデイサービス運営費が1 カ所当たり、この間の答弁ですと19万円ですか、 それからこちらですと今お伺いしましたけども、 単位当たり2万1,000円で1人当たり650円とい うことで、非常に運営の仕方とするとそういう ようなミニデイサービスにしたほうがいいとい うふうな感じに捉えてるところがあるのかなと いうことなんですけども、私の感覚だとミニデ イサービスって基本的に健常老人といいますか、 前期高齢者の方々が後期高齢者の方々のひきこ もりとかひとり暮らしとか、そういうような部 分を解消するために、介護予防というふうなこ とでできたものであって、老人クラブの部分は、 いわゆる地域活動という部分でいうと、振興活 動もあれば、それから地域伝承とか、それから 地域福祉とか、独自の活動ということで、行政 とすれば非常に大事な役割を担っているクラブ だというふうに思うんですね。それがお聞きし ますと、予算的に運営が大変だというふうなお 話をいただいているところなんです。そこら辺

は福祉あんしん課長のほうでそういう状況というのは把握されてますか。

- **〇梅津善之委員長** 梅津義徳福祉あんしん課長。
- **〇梅津義徳福祉あんしん課長** お答えをいたします。

今、委員からご紹介ございましたように、それぞれの活動の目的というのは、それぞれの団体が設立当時に掲げたものがあって、これまでいろいろと活動をされてきたものですし、同じ地区に2つのものがあるとすると、やはりそれはスタート位置が違うのかなというふうに思います。ただ、時間の経過の中でいろいろとそこら辺が似たような年齢の方が活動されるという部分でいろんなご意見があるのかなというふうに思います。

現状の問題としては、これも今ご紹介ございましたように、会員数の減少やそれに伴うクラブ自体の存続という課題がありますが、我々のほうで捉えている原因としましては、老人クラブについていえば、大体65歳ぐらいからの加入の会が多いと思いますけれども、上がやっぱり80歳代、90歳代の方が活動されているわけでして、お体の状態の違いであったり、考え方の違いであったりして、会に求める活動も大分違うんだろうなと思います。その辺で会の運営というものがなかなか大変なのかなというふうに感じております。

会の運営につきましては、連合会のほうでもいろいろご相談をいただいてる中でアドバイスをしたり、なるべく多くの方が参加ができる行事などを予定するなど努力をいただいておりますし、我々のほうでもこの補助をするときにいるいろご意見などをいただいて、今後に生かしたいというふうに考えているところです。

〇梅津善之委員長 1番、鈴木一則委員。

なお、細部審査でございますので、細部の範 囲を超えないようにお願いいたします。

○1番 鈴木一則委員 はい、わかりました。

ありがとうございます。クラブ数もどんどん 減ってるという状況もありますので、ぜひ歯ど めがかかるようなやっぱり施策が必要かなとい うふうに思いましたので、よろしくお願いした いと思います。

- 〇梅津善之委員長 ほかにございませんか。 7番、浅野敏明委員。
- ○7番 浅野敏明委員 106ページ、4款3項1 目病院費、002公立置賜長井病院改修整備事業、 3億4,804万円について健康課長にお伺いいた します。

長井病院建築工事につきましては、ECI選定工事の手法で行われておりますが、配付された資料によりますと、工事業者選定公募型プロポーザルにより、優先交渉権者を7月3日に戸田建設を中心とする共同企業体に選定になりまして、7月29日に基本協定契約締結、11月に実施設計が完了していることになっておりますが、実施設計完了から価格交渉、工事請負業者決定、契約締結までの日程と契約書の内容についてお伺いいたします。

- 〇梅津善之委員長 浅野委員に申しますが、細部 審査の範囲内で質問いただきたいと思います。 小林克人健康課長。
- 〇小林克人健康課長 実施主体であります置賜広域病院企業団が7月29日に締結してございます基本協定書におきまして、ECI工事に関する予定工期のほうを令和元年度から令和4年度までとしてございます。建設工事費につきましては消費税を含まないで29億円以内というふうになってございます。また、発注者は実施設計完了後に優先交渉権者から見積書を聴取しまして工事金額を確定した上で、置賜広域病院企業団財務規則に基づきまして受注者と工事請負契約を締結するというふうになってございます。

11月に完了した実施設計でございますが、数量の確定でございまして、これまでにECI関係者による10回の会議を行い、予算額は2月の

12日に企業団議会で令和2年度から4年度まで の継続費として議決いただきましたので、優先 交渉権者による見積もり合わせを今月の3月末 に行って契約の締結を来月の4月にできるよう に準備中であるというふうにお聞きしてござい ます。なお、契約書には工事名、工事場所、工 期、工事費、実施設計書など必要な書類が付さ れる予定でございます。

○梅津善之委員長 ここで暫時休憩いたします。 再開は3時20分といたします。

> 午後 2時59分 休憩 午後 3時20分 再開

〇梅津善之委員長 休憩前に復し、会議を再開い たします。

細部審査を続行いたします。

3款民生費、4款衛生費について質疑を行います。77ページから106ページまでであります。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇梅津善之委員長 質疑もないので、質疑を終結 いたします。

次に、5款労働費、6款農林水産業費について質疑を行います。106ページから120ページまでであります。ご質疑ございませんか。

質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、7款商工費、8款土木費について質疑を行います。120ページから140ページまでであります。ご質疑ございませんか。

質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、9款消防費から13款予備費について質 疑を行います。141ページから175ページまでで あります。ご質疑ございませんか。

7番、浅野敏明委員。

○7番 浅野敏明委員 162ページ、10款4項5

目芸術文化費、005文化的景観保護事業、構成 要素建造物修繕補助金634万8,000円について文 化生涯学習課長にお伺いいたします。

補助金交付対象建造物はやませ蔵、貿上醤油店、鍋屋本店の3施設を対象としていますが、 補助金交付に係る基準と事業概要についてお伺いいたします。

- 〇梅津善之委員長 佐々木勝彦文化生涯学習課長。
- ○佐々木勝彦文化生涯学習課長 ただいまの質問でございますけども、文化的景観の整備事業補助金につきましては、現在の国の補助事業、そして県の補助事業を活用しながら進めていきたいというふうに考えて、現在、重要文化的景観の整備事業費補助金交付規定を策定しているところでございます。4月の施行に向けまして今準備を整えているというような状況でございます。

今、補助のほうのスキーム、概要はというふ うなお話もございましたが、補助対象事業とな るものは、建造物の回復工事、そして建造物を 活用するための安全性確保に必要な防災設備等 の設備や必要な便益管理施設の設置など、この 大きく2つに分かれます。補助金の額につきま しては、補助対象経費の4分の3以内の額とし まして、2,000万円を上限ということで今協議 を進めているという状況でございます。おおよ そでございますけども、復旧修理費用に対しま して4分の3、およそ75%を所有者に補助しま して、25%は所有者負担になるというふうな中 身でございます。この補助額の4分の3を国、 県、市のほうでそれぞれ分担していくようなス キームで考えているところでございます。国の ほうが2分の1、県が4分の1、市が4分の1 というような中での分担で補助金を支出してい きたいというふうに考えております。

それぞれの3つの施設の事業の中身ということでございますけども、やませ蔵美術館につきましては、屋根のさびが非常に目立ってるとい

うことでございまして、さびどめの後に再塗装をするというような工事の中身でございます。 貿上醤油店につきましては、屋根改修工事と塗装工事というような中身を検討今進めております。あと3つ目の鍋屋本店につきましては、差し芽工事ということで考えてるところでございます。

- 〇梅津善之委員長 7番、浅野敏明委員。
- **〇7番 浅野敏明委員** ありがとうございました。 文化的景観に係る構成要素建造物ですが、長 井市にはどのぐらいの施設と棟数があるのかお 伺いいたします。
- **〇梅津善之委員長** 佐々木勝彦文化生涯学習課長。
- **〇佐々木勝彦文化生涯学習課長** 文化的景観の構成要素でございます建造物につきましては19カ 所ございます。
- 〇梅津善之委員長 7番 浅野敏明委員。
- **○7番 浅野敏明委員** 整備活用計画を策定する ことになっておりますが、それは令和2年度に 策定されるのかお伺いいたします。
- **〇梅津善之委員長** 佐々木勝彦文化生涯学習課長。
- ○佐々木勝彦文化生涯学習課長 先ほど申し上げましたとおり、現在、整備活用計画を策定中でございまして、令和2年度から適用になるように今進めておるところでございます。
- ○梅津善之委員長 ほかにございませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)
- **〇梅津善之委員長** ほかに質疑もないので、質疑 を終結いたします。

議案第2号 令和2年度長井市国民 健康保険特別会計予算についての質 疑

〇梅津善之委員長 次に、議案第2号 令和2年 度長井市国民健康保険特別会計予算の1件につ いて、質疑を行います。

歳入歳出の全部についてであります。ご質疑 ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○梅津善之委員長 質疑もないので、質疑を終結 いたします。

議案第3号 令和2年度長井市山形 鉄道運営助成事業特別会計予算につ いての質疑

〇梅津善之委員長 次に、議案第3号 令和2年 度長井市山形鉄道運営助成事業特別会計予算の 1件について、質疑を行います。

歳入歳出の全部についてであります。ご質疑 ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇梅津善之委員長 質疑もないので、質疑を終結 いたします。

議案第4号 令和2年度長井市訪問 看護事業特別会計予算についての質 疑

〇梅津善之委員長 議案第4号 令和2年度長井 市訪問看護事業特別会計予算の1件について、 質疑を行います。

歳入歳出の全部についてであります。ご質疑 ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇梅津善之委員長 質疑もないので、質疑を終結 いたします。

議案第5号 令和2年度長井市介護 保険特別会計予算についての質疑

〇梅津善之委員長 次に、議案第5号 令和2年 度長井市介護保険特別会計予算の1件について、 質疑を行います。

歳入歳出の全部についてであります。ご質疑 ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇梅津善之委員長 質疑もないので、質疑を終結 いたします。

議案第6号 令和2年度長井市後期 高齢者医療特別会計予算についての 質疑

〇梅津善之委員長 次に、議案第6号 令和2年 度長井市後期高齢者医療特別会計予算の1件に ついて、質疑を行います。

歳入歳出の全部についてであります。ご質疑 ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇梅津善之委員長 質疑もないので、質疑を終結 いたします。

議案第7号 令和2年度長井市宅地 開発事業特別会計予算についての質 疑

〇梅津善之委員長 次に、議案第7号 令和2年 度長井市宅地開発事業特別会計予算の1件について、質疑を行います。

歳入歳出の全部についてであります。ご質疑

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇梅津善之委員長 質疑もないので、質疑を終結 いたします。

議案第8号 令和2年度長井市水道 事業会計予算についての質疑

〇梅津善之委員長 次に、議案第8号 令和2年 度長井市水道事業会計予算の1件について、質 疑を行います。

歳入歳出の全部についてであります。ご質疑 ございませんか。

6番、金子豊美委員。

- ○6番 金子豊美委員 ページ数が329ページ、 営業外収益のペットボトル水の販売収益事業に ついて確認をさせていただきたいと思います。 質問席にもありますように、ペットボトルのラ ベルが新しくなっておりますが、新年度、新し いラベルに変更するような予定あるでしょうか。 上下水道課長にお聞きします。
- 〇梅津善之委員長 蒲生浩美上下水道課長。
- ○蒲生浩美上下水道課長 ラベルにつきましては、 昨年度、新しくしておりますので、新年度、新 しくする予定はございません。
- ○6番 金子豊美委員 結構です。
- ○梅津善之委員長 ほかにございませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○梅津善之委員長 ほかに質疑もないので、質疑 を終結いたします。

議案第9号 令和2年度長井市下水 道事業会計予算についての質疑 〇梅津善之委員長 次に、議案第9号 令和2年 度長井市下水道事業会計予算の1件について、 質疑を行います。

歳入歳出の全部についてであります。ご質疑 ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇梅津善之委員長 質疑もないので、質疑を終結 いたします。

以上で、各会計予算案に対する質疑は全部終 了いたしました。

令和2年度長井市各会計予算案の表 決

○梅津善之委員長 これから各会計予算案に対する討論、表決でありますが、ご意見のある方は本会議にてご発言いただくこととし、この際、討論を省略し、直ちに採決を行います。

まず、議案第1号 令和2年度長井市一般会計予算の1件について採決します。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

〇梅津善之委員長 起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきも のと決定いたしました。

次に、議案第2号 令和2年度長井市国民健康保険特別会計予算の1件について採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

〇梅津善之委員長 起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきも のと決定いたしました。

次に、議案第3号 令和2年度長井市山形鉄 道運営助成事業特別会計予算の1件について採 決いたします。 本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

〇梅津善之委員長 起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきも のと決定いたしました。

次に、議案第4号 令和2年度長井市訪問看 護事業特別会計予算の1件について採決いたし ます。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

〇梅津善之委員長 起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきも のと決定いたしました。

次に、議案第5号 令和2年度長井市介護保 険特別会計予算の1件について採決いたします。 本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

〇梅津善之委員長 起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきも のと決定いたしました。

次に、議案第6号 令和2年度長井市後期高 齢者医療特別会計予算の1件について採決いた します。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

〇梅津善之委員長 起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきも のと決定いたしました。

次に、議案第7号 令和2年度長井市宅地開発事業特別会計予算の1件について採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

〇梅津善之委員長 起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきも のと決定いたしました。

次に、議案第8号 令和2年度長井市水道事業会計予算の1件について採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

〇梅津善之委員長 起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきも のと決定いたしました。

次に、議案第9号 令和2年度長井市下水道 事業会計予算の1件について採決いたします。 本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

〇梅津善之委員長 起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきも のと決定いたしました。

以上で本予算特別委員会に付託になりました 案件の審査は全部終了いたしました。

最後にお諮りします。本委員会において議決されました議案の中で、条項、字句、数字その他整理を要するものについては、会議規則第102条の規定により、その整理を委員長に一任願いたいと思いますが、それにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇梅津善之委員長 ご異議なしと認めます。

よって、整理を要するものについては、その 整理を委員長に一任することに決定いたしまし た。

なお、来る24日の本会議における本委員会審 査報告の文案につきましても、私に一任くださ るようお願いいたします。

閉 会

〇梅津善之委員長 予算特別委員会はこれをもって閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

午後 3時33分 閉会

会議録署名

委員長梅津善之